

令和6年第8回教育委員会定例会  
(4月22日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年4月22日（月）午後2時01分から午後2時51分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	山田 安宏
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 指導課

ア 令和7年度使用台東区立中学校教科用図書採択について

イ 令和7年度使用台東区立中学校教科用図書採択の調査研究に係る教科用図書調査研究委員会委員名簿について

(2) 生涯学習課

ウ 令和6年度台東区区民文化財台帳登載、指定及び認定の諮問について

エ 台東区ジュニアオーケストラ指揮者及び特別幹事に対する感謝状の贈呈について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

### (2) 学務課

イ 令和6年度 区立小中学校、幼稚園及び認定こども園の学級編制について

ウ 令和6年度連合体育大会等の日程について

### (3) 児童保育課

エ 令和6年4月保育所等の入所状況について

### (4) 放課後対策担当

オ 令和6年4月放課後対策事業の利用状況について

## 3 その他

- ・ 台東区文化財調査報告書等の刊行について

午後2時01分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第8回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員をお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、遅れて出席することになっておりますが、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

それでは、会議に入ります。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。なお、撮影又は録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。日程第1、教育長報告の報告事項、学務課のイ、児童保育課のエ、及び放課後対策担当のオについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われまゝ。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。

また、教育長報告の協議事項、指導課のイについては、教科書採択の公正確保のため、会議規則第15条の規定に基づき、全ての日程終了後、秘密会において協議いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 指導課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに指導課のアについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、令和7年度使用台東区立中学校教科用図書の採択について、ご説明させていただきます。

本年度は、令和7年度使用中学校教科用図書につきまして、全学年、全教科について、教科用図書の採択を行います。

恐れ入りますが、資料1をご覧ください。項番1、採択の趣旨についてでございます。文部科学省通知、令和7年度使用教科書の採択事務処理についてにおいて、中学校用教科書の採択については、「全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる」と示していることから、令和7年度に台東区立中学校において使用する教科用図書について調査研究を行い、公正かつ適正に採択を行うものでございます。

項番 2、採択の対象となる教科については、記載のとおりでございます。

項番 3、教科用図書採択組織の関係図についてでございます。1 ページをご覧ください。教育委員会では教科用図書調査研究委員会へ調査研究を依頼いたします。依頼内容については、2 ページをご覧ください。調査研究委員長宛ての依頼文書の下段に在りますように、教科小図書資料作成委員会への調査依頼、及び結果取りまとめについて、教科用図書の採択にかかる調査研究資料の作成についての 2 点でございます。

項番 4、採択に関わる情報公開につきましては、3 ページに記載のとおりでございます。なお、採択結果につきましては、区ホームページ、及び 10 月の広報たいとうで公表いたします。

項番 5、調査研究に関する観点につきましては、4 ページをご覧ください。大きく 6 つの分野として、それぞれについて調査研究委員会がまとめまして、教育委員会に報告がなされることとなります。

項番 6、採択事務日程につきましては、5 ページをご覧ください。8 月 20 日の定例教育委員会において、教科書採択についての決定をいただくことになっております。なお、教科用図書採択における発行者名の扱いについては、より開かれた、区民に分かりやすい教科書採択事務を進めるため、令和 5 年度より、発行者名をアルファベット表記にはせず、発行者名のまま表記し、採択事務を行っておりますので、ご了承ください。

項番 7、台東区立学校教科用図書採択要綱、及び各種の様式につきましては、6 ページから 14 ページにお示しさせていただいております。

説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 生涯学習課 ウエ

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のウ、及びエについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、令和 6 年度台東区区民文化財台帳登載、指定及び認定の諮問について、ご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

本件は、台東区文化財保護条例第 24 条の規定に基づき、台東区文化財保護審議会に対し、令和 6 年度の台東区民文化財の登載・指定についてに諮問するものでございます。例年、登載・指定する文化財を 5 件程度答申いただいております。審議会から答申を受け次第、

本委員会に答申内容をご報告申し上げます。

なお、台東区区民文化財台帳の登載数は、令和5年度末で254件でございまして、そのうち、指定文化財は68件となっております。ご説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、台東区ジュニアオーケストラ指揮者、及び特別幹事に対する感謝状の贈呈についてをご説明いたします。

資料4をご覧ください。項番1、贈呈の目的です。本件は東京都台東区教育委員会事案決定規定第2条第8項に基づき、台東区ジュニアオーケストラ指揮者、及び幹事として、昭和55年の発団依頼、43年の長きにわたる指導、及び活動に感謝の意を表するため、教育委員会名で感謝状をお渡ししたいと存じます。

次に、項番2、贈呈の予定日につきましては、記載の日時で現在調整を進めているところです。

次に、贈呈者になりますが、項番3に記載の①、宮崎進様でございます。②、高橋哲郎様でございます。の、2名でございます。感謝状の贈呈の文案につきましては、項番4の①・②の感謝状の文案のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきましては、まずは、生涯学習課のウについて、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のエについて、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のウ、及びエについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告、報告事項を議題といたします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、区長への手紙等に係る教育委員会の対応につきまして、ご報告をいたします。資料5をご覧ください。

まず、指導課取扱分2件でございます。1件目は、SNSのカメラマン募集についてです。

入学式の撮影カメラマンを、SNS上で募集している業者があった。身分が不確かなカメラマンを募集する業者を利用するのは反対である、とのご意見でした。

回答として、本区における入学式等の撮影業者については、地域の業者等、学校長の判断で選定している。教育委員会としては、子供たちや保護者の安心・安全を第一に配慮して選定していくよう、各学校園に助言していく、としております。

2 件目につきましては、回答を擁しないものでございまして、土曜授業の振替に関わる対応等についてのご意見でございました。

資料の 2 ページをご覧ください。スポーツ振興課取扱分、1 件、ドローンの練習場所についてです。災害時や点検業務等でドローンが活用されることが多くなってきたが、練習できる場所は限られている、他区では、体育館等、限定的ではあるが、ドローンを飛ばせる場所が出来始めている。台東区でも、体育館や公園のネットの中等、練習できる場所を提供してほしい、というものでございました。

回答として、スポーツ施設の体育館は、三か所と少なく、稼働率が高いことから、現在はスポーツでの用途に限定していること、航空法では、人、または家屋の密集している地域において、当該地域の上空における無人航空機の飛行を禁止するとしており、台東区はこの地域に該当するため公園においても飛行禁止となっていること、加えて、台東区の公園条例では、公園の管理に支障がある行為を禁止しており、無人航空機の飛行は、他の公園利用者に危険が及ぶ可能性があることからご希望に沿うことができない旨、回答いたしております。

最後に、中央図書館取扱分が 3 件。1 件目は、スマートフォンを利用した図書館の予約などについてで、ホームページで「予約」等を行う際の画面の展開が遅い、とのご意見でしたが、図書館システムにつきましては、ストレスなくご利用いただけるよう更新を図っており、問題なくご利用いただけることを確認している旨、回答しております。

2 件目は、池之端への図書館設置等を希望するご意見で、台東区では概ね 1km 圏内に図書館を配置しておりますが、池之端地区では場所によっては半径 1km 圏を超える場所もあり、課題であると認識している。これまでも検討してきたところではあるけれども、設置スペースや人員体制等に課題があり、現状難しいという回答をしております。

3 件目につきましては、回答を要しない案件で、中央図書館の中高生優先閲覧席のご利用についてで、中高生しか利用できない席なのであれば「優先席」ではなく「専用席」と表示してほしい、といったご意見でございました。

ご報告は以上でございませう。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませうでしょうか。

○神田委員 2 件目の土曜授業の振替の件で。以前は、土曜日に授業をしても月曜日は振替をしないというのが原則だったのが、最近、振替を取るということになりつつあるということですが、その理由等がきちんと保護者に伝わっているのかどうかということ。それから、土曜日の授業も、その回数は、学校によって日数も回数も違うということでした

が、考え方が変わってきていることをきちんと伝えているのでしょうか。

○指導課長 今、委員からいただきました、土曜授業については原則ということで、今年度の教育課程を組むところから振替を行うように、この点については、働き方改革にもつながるところでして、文部科学省のほうからも、授業時数の見直しと言いますか、そういったこともありまして、指導課としても議会、また区の町会連合会等にもご説明をしながらやっているところでございます。

やはり、保護者に伝えていくというところでは、各学校でも保護者会ですとか、また、学校運営協議会とか、そういう場でどれぐらい行っていくのかということをお伝えしているところでございます。

回数が違うところについても、学校の実態がそれぞれ違うと思いますので、その保護者の様子、また、地域によって、振替をする際には、ご理解いただけるようにということで、学校からもしっかり理解をしていただいたうえで進めているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。そのとおりかと思えます。

いろいろな親がいるから、土曜日に土曜授業をして子供たちの様子が見たいという要望もある反面、仕事をしているからその受入先をきちんと確保してほしいという思いがあると思います。両方のニーズをバランスよく取り入れていくことが必要かと思えます。

月曜日がお休みになったときの受け入れ先というのは、学童などがあるのではないかと私は思うのですけれど、いかがなものでしょうか。

○指導課長 実際にこういったお話を1件いただきましたが、昨年度の末のところ、放課後対策担当とも情報共有をしまして、学童へアナウンスをしていただくということで、保護者のほうから申出が出た場合は、そういう通知を、学校から保護者のほうに渡していただけるようにということでやっております。

引き続き、ご理解をしていただけるように、学校が丁寧に進めていかなければいけないところだと思いますので、しっかり対応していきたいというふうに思っております。

○神田委員 ありがとうございます。

しっかり理解をしてもらうことで、きちんと受入先も準備しているし、いろいろな保護者の要望に、ニーズにも答えているということ、また、働き方改革もしっかり行っていることを、ぜひ保護者へ伝えていただきたいです。

○浦井委員 まず件名の2のところですが、最初に一つお伺いしようと思ったところは神田先生と全く同じだったので、もう一つ後半部分についてお伺いします。同じ方がタブレットの使い方についてちょっと触れていらっしゃるんですけども、学校のタブレットを家に持ち帰らせるわけですが、やはりタブレットにある程度の制御をかけていないと、ゲームなんか勝手にできますし、どうしても余計なことをやってしまうというのは、まあ当然のことだと思います。

この辺りについて、全国のいろいろな学校でタブレットを使っていると思うんですけども、学校が完全に管理をかけてしまっていて、アプリのダウンロードから何から学校側



が許可したものしかできない、学校から遠隔操作もできるような形でやっているところもあるでしょうし、基本的に保護者に見守ってもらうという形でやってもらうところもあって、それはまあ、それぞれの考え方があると思います。ただ、やはり保護者に任せるとなると、たしかにそのお子さんの個性にもよるとは思いますし、家族が共働きで遅くなるとか、自宅で一人でいる時間があるなど、ご事情によっては見守りが難しい。そのあたり、やはりICT機器が今後どんどんもっと使われていく中で、ある程度対処などを考えていかななくてはならないだろうなというふうに思うんですけども。そのあたり、台東区は基本的にはどこも保護者に任せている形になっているのでしょうか。まずそれを確認させてください。

○指導課長 今、保護者のほうとも協力しながらご理解を頂き、子供たちにも、家庭からも働きかけをしていただく。やはり、情報モラル教育の充実というのはとても大事なところだと思いますので、改めてその端末の持ち帰りというのは台東区の学校教育情報課推進計画の中に位置づけられておりますので、そこは本当に持ち帰り、自宅で学習を進めるといった目的をしっかりとさせる。逆に、使えないようにしてしまうと、ある意味様々な教育活動の幅というのも制限がされていくということもありますので、子供たち自身、また、保護者の方にもご理解いただきながら情報教育のモラルというのを進めていくという形で考えております。

○浦井委員 今おっしゃってくださったとおり、やはりある程度きつく制御をかければ、それだけ安心ではありますが、逆に、検索ができないとか、いろいろ使いにくくなる。それから、子供たちも、やはり制御をされている中でだけやっているの、自分たちで良い悪いを学ぶことができないなどのデメリットも、もちろんあると思います。そのあたりはやはり、もう既にやっつけてくださっているとは思いますが、保護者の方々のご理解が大切だと思います。できるだけ、入学当初や年度の頭だけとかではなく、その都度その都度に、細やかなご説明やご対応をいただけたらありがたいと思います。よろしくお願います。

○高森委員 項番6の中央図書館の件ですけれども、この方がおっしゃるように、優先席であれば、座っては駄目と頭ごなしに注意されるというのは理不尽なことだと思うんですね。あくまで「優先」ですから、利用する可能性のある中高生がいない場合は座ってもいいような気もするのですが、その辺り、係員の方がどのようになさっているか、伺いたいです。

○中央図書館長 中高生の優先閲覧席についてですけれども、図書館の利用カードのあることを条件に、1時間に限り、中高生以外の方にも利用を認めております。そのため、専用席ではなく、優先席として表示しているところです。

また、ちょっと頭ごなしにというところで、ご意見をいただいたところなんですけれども、その点につきましては、委託業者のほうを通して、スタッフのほうへ注意をして、利用者に寄り添った適切な案内をするように全スタッフに指導したところです。

○高森委員 カードを発行していれば利用できる、空いていれば利用できるという理解でよろしいですか。

○中央図書館長 おっしゃるとおりでございます。

○高森委員 そのカードの発行というのは手間がかかるものなののでしょうか。それとも、窓口で受付してその日のうちに発行できるものなののでしょうか。

○中央図書館 時間については、さほどかかるものではないという認識です。

○高森委員 であれば、係員の方にはそのカードを発行してきてもらうようにこの方に伝えていただくのが正しいのかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

○中央図書館 たしかにそのとおりでありますので、そういったことも申し伝えたいと思います。

○高森委員 お願いいたします。

○垣内委員 今のご説明では、1 時間ですか、カードを持っている方で、利用者がいない場合、時間制限で利用、という説明だったと思うんですけど、鉄道なんかでは、途中で予約した人が来ると、その席をギブアップしてくださいという取決めがありますが、ここもそういう感じなんでしょうか。優先というのはどういう趣旨なのかということは、何か一定のルールがあって、それが明記されているという状況だということを、確認させていただければと思います。

○中央図書館長 申し訳ございません、私のほうがちょっとまだこのところ、認識不足でして、どのようなご案内をしているのかが、申し訳ございません、今ちょっと把握できていないところですので、また後ほど確認してお答えさせていただきます。

○神田委員 5 番目の案件ですが、図書館を造るというのはなかなか大変なことですが、予約の貸出サービスの追加ということで、どこかに窓口を造って取り寄せてあげることも難しいのでしょうか。回答は難しいと書いてありますが、詳しく教えていただきたいです。

○中央図書館長 池之端周辺の区有施設のほうで、貸出サービスについて、できないかというところで検討を進めてきたところですが、端末機の設置ですとか、人員体制等に課題があり、現時点では難しいという判断をしております。

引き続き、どこかそういったことができる場所があるかどうか、検討は進めてまいりたいと思います。

○神田委員 図書館が近くにあると嬉しいと思っている人は多いと思うので、図書館を造るのは無理でも、様々な検討を進めて、どのくらいのスペースが必要か、どんな機器を置く必要があるか、電源はあるかなど、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○佐藤教育長 その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

## (2) 学務課 ウ

○佐藤教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項、学務課のウ、令和6年度連合体育大会等の日程について、ご報告いたします。資料7をご覧ください。

項番1、小学校です。第39回台東区立小学校連合運動会の日程は、令和6年10月22日、火曜日となります。なお、当日、荒天等により中止となった場合は、翌週、10月29日、火曜日を予備日としております。会場は、例年どおり台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場での開催となります。

続きまして、項番2、中学校です。第78回台東区中学校連合陸上競技大会の日程は、令和6年9月19日、木曜日となります。会場は昨年度同様、国立競技場での開催となります。なお、会場使用日が9月19日のみであるため、当日の天候が雨天の場合は決行、荒天の場合は中止といたします。

本件につきましての説明は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

## 3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、資料について、ご質問や、補足の所管からの説明など、ございますか。

○生涯学習課長 今、机上に配付させていただいております、3冊ございます。上から、今、この小さいものが『東都旧蹟誌』と言いまして、都立中央図書館所蔵の『東都旧蹟誌』というものの、江戸の旧跡を紹介するものに、台東区の主なものを載せているといったもので、価格、500円でということで、いま頒布を、ということで考えております。

2冊目につきましては、2冊目はこちらの『台東区の遺跡地図』でございます。こちらは、台東区の遺跡を広く区の内外に紹介するために令和2年度に作成をした地図があるんですが、そこに新たな遺跡を追加したということで、4つほどと、ちょっと聞いています。竜泉中学校のところで出たものとか、そこら辺のものを今載せておまして、こちらは、必要な方に無償で提供するというので、まとめているものでございます。

あと、この分厚い緑色のものが、『台東区の銅鐘と鰐口』と書いてございまして、これは台東区の区民文化財台帳に搭載されている銅鐘ですとか鰐口です、仏堂の正面にある、吊り下げられた仏具の一部ですけれども、そういったものを中心に、文献資料を用いて、多数掲載をしてお紹介を、ということでございます。こちらの頒布価格は1,500円ということになってございます。

ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 今回の説明に、何かありますか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件、及び教科書採択の案件について聴取いたしたいと思います。

なお、協議事項の指導課のエについては、会議規則第 15 条の規定に基づき、全ての日程終了後、秘密会において協議いたしたいと思います。

(傍聴人退出)

〈日程第 1 教育長報告〉

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 それでは、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項、学務課のイ、令和 6 年度区立小中学校、幼稚園及び認定こども園の学級編制について、ご説明いたします。資料 6 をご覧ください。

本資料は、小中学校の学級編制基準日である 4 月 7 日現在の数字となっており、幼稚園、及び認定こども園については、4 月 1 日現在の数字となっております。

それでは、1 ページ目をご覧ください。小学校です。表の上から通常学級、特別支援学級の固定学級、特別支援学級の通級学級、特別支援教室の、それぞれ学校別・学年別の児童数・学級数です。右側の列は、ご参考として前年度の児童数・学級数を記載をしております。一番下の総合計の欄をご覧ください。全体では、児童数 7,046 名、264 学級となっており、昨年度と比較しますと、児童数は 1 名の減、学級数は 6 学級の増となっております。

一番上の通常学級の表をご覧ください。今年度から、学級編制の基準は 1~5 年生が 1 学級につき 35 人、6 年生が 40 人となっております。

続きまして、2 ページをご覧ください。中学校です。一番下の総合計の欄をご覧ください。全体では、生徒数 2,259 名、75 学級となっております。昨年度と比較して、生徒数は 42 名の増、学級数は 2 学級の増となっております。一番上の通常学級の表をご覧ください。中学 1 年につきましては、今年度、東京都の教員加配の適用対象となる学校は、丸で囲んだ、上野・桜橋の 2 校でございます。下から 2 番目の表の特別支援教室をご覧ください。生徒数の合計は 54 名となっており、昨年度から 4 名の増となっております。

続いて、3 ページをご覧ください。上の表が幼稚園、下の表が認定こども園となっております。幼稚園の園児数は、全体で 354 名、学級数は 30 学級となっており、昨年度と比較して、園児数は 11 名の増、学級数は同数となっております。

認定こども園については、429名、23学級となっており、昨年度と比較して、園児数は9名の減、学級数は同数となっております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○高森委員 直接は関係ないかも知れませんが、参考までに伺いたいのが、幼稚園の3歳児について、去年に引き続き、今年も1桁であった園はどこになりますでしょうか。

○学務課長 資料6の3ページをご覧くださいまして、幼稚園のところなんですけど、実際には、千束幼稚園、こちらが今年度3歳が4名、昨年の3歳が7名となっております。また、大正と清島につきましては、昨年度は11名、10名ですので、こちらはそこには該当しません。

○高森委員 そうしますと、千束は、5歳児・4歳児も一桁ですので、ここ何年か、ずっと一桁の状態が続いているという理解でよろしいですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 エ

○佐藤教育長 次に、児童保育課のエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、令和6年4月保育所等の入所状況について、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

はじめに、項番1、全体の概要です。区全体の定員は、4,441人で、前年同月の数値と比較すると、全体で150人の減となっております。園児数につきましては、3,789人で、85人の減、入所率85.3%で、昨年とほぼ同様の数値となっております。

なお、待機児童数は、昨年引き続き0人です。

項番2、類型別入所状況の内訳です。主なものをご説明いたします。まず、一番上の区立認可保育所については、定員が昨年から36人の減となり、園児数も34人の減となっております。次に、私立認可保育所については、定員が34人の減となっておりますが、園児数は1人増加しており、入所率は前年とほぼ同様です。

次に、認定こども園は、前年とほぼ同様で、引き続き満員に近い状況です。

次に小規模保育所は、需要に合わせて定員を調整し、6人の減、園児数も6人の減です。

次児、事業所内保育所につきましては、定員に比べ園児数が多くなっていますが、こちらに記載の定員数は、地域枠のみとなっており、従業員枠に空きがあるところを、地域枠として活用したため、園児数が定員を上回ったというものでございます。

次に、家庭的保育事業は、前年とほぼ同様です。

次、緊急保育室についてですが、これは待機児童対策のために設置した、区立認可外保

育所です。こちらは、開設時期が令和7年3月31日までと決定しているため、2歳児の受入れを行わなかったことと、需要に合わせて4歳児の定員を見直したことにより、定員・園児数、共に減となっています。

次に、定期利用保育室です。こちらは、根岸定期利用保育室の閉鎖に伴い、0となっています。

最後に、居宅訪問型、こちらはベビーシッター等ですが、利用が3人減となりました。

なお、1ページ目の一番下にある参考として、5年間の推移を記載いたしました。入所率が次第に低下する中、今年度も昨年度に引き続き、区が定員変更等により供給を調整することで、入所率がほぼ同様となりました。定員については、需要に応じて、引き続き臨機応変な対応を図ってまいります。

また、2ページ目以降は、類型別入所状況の詳細となりますので、後ほどご参照ください。

長くなりましたが、ご説明は以上です。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 定員数・児童数というのが減になっているのですが、これは、子供が減っているのでしょうか。行くところが他に流れたという傾向があるということなのでしょうか。そこを教えてください。

○児童保育課長 定員数の減につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、根岸の定期利用が減になっていたりと、その他、やはり利用に応じて定員数を変更しているということもございます。

○神田委員 利用する子供自体が減ってきているということ、それに依りて定員を減らしているということと理解してよろしいでしょうか。

○児童保育課長 委員のおっしゃるとおり、子供の児童数、全体が微減しているということもございますので、その結果でございます。

○神田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課の工については、報告どおり了承願います。

#### (4) 放課後対策担当課長 オ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のオについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、報告事項(4)のオ、令和6年4月放課後対策事業の利用状況について、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

4月1日時点のこどもクラブの利用状況と放課後子供教室の登録状況でございます。項番1、こどもクラブの利用状況です。表には、こどもクラブ名、定員、4月1日時点の利

利用者数、その学年別の内訳、待機児童数、最後に空き状況を記載しております。

表の一番下の行、合計をご覧ください。今年度の各こどもクラブ合計の定員は1,654名でございます。前年度4月と比較して、209名分増やしております。内訳としては、浅草橋こどもクラブで40名、富士こどもクラブで5名、民設こどもクラブの開設4施設の開設により、164名、合計209名の定員増でございます。

利用者数の合計は、1,531名で、前年度と比較して、136名の増でございます。

次に、本年4月1日時点の待機児童数は、121名でございます。前年度と比較して、57名の減となります。

定員と利用者数の全体で見れば、123名分の空きがありますが、学校や自宅から距離がある場合や、前年度に利用していたクラブのみを希望する等の理由で、空きのあるクラブへの入所を希望せずに待機するケースもあり、待機児童数は121名となっております。

待機となった方々には、他の入所可能なクラブや放課後子供教室、児童館でのランドセル来館、小学校3年生までを対象としたベビーシッター利用支援事業等をご案内しております。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。項番2、放課後子供教室の登録状況です。表には、放課後子供教室実施校ごとに、在籍児童数と、そのうち放課後子供教室の利用登録をされた登録者数、その学年別の内訳を記載しております。

今年度より、新たに東泉小学校と黒門小学校、松葉小学校の3校で開始し、全15校で実施しております。また、忍岡小学校と谷中小学校につきましては、延長実施の試行も行っております。実施校の合計となります。表の一番下の行をご覧ください。利用には毎年度登録が必要であり、4月1日現在の登録者数は、実施校の全児童数5,447名のうち、2,665名、約49%の児童が登録されております。登録者の傾向としては、例年と同様ではございますが、低学年の児童が多くなってございます。ただ、高学年児童の登録も変わらず増えてきております。これは、各放課後子供教室において、これまで利用が少なかった高学年児童を意識して、高学年専用の時間帯や活動場所の確保、プログラムの高度化、児童が主体となって企画立案から実行に移すプログラムを設ける等、実施内容を工夫していることがその結果につながっているものと考えられます。

今年度もこどもクラブ、放課後子供教室を、児童の安全安心な放課後の居場所として運営してまいります。

ご報告は以上です。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○高森委員 ご報告ありがとうございました。区立小学校の総児童数が5,447名ですね。放課後対策事業については、様々に教育委員会のほうで進めていただいているおかげで、こどもクラブの利用者も増えていきますし、放課後子供教室の登録者数も非常に増えているようです。半数以上あるいは7割近くが、いずれかの施設を利用しているような状況で、

非常にニーズが高まっているなという気がいたします。特に放課後子供教室に関しては、令和6年度の開始校が3校、松葉と黒門と東泉で開始いただいて、さらにまた充実をしています。まだ小学校には、放課後子供教室を開設していない学校もありますけれども、今後の展望として、どのようなお考えを持っていらっしゃいますでしょうか。

○放課後対策担当課長 今後の放課後子供教室の展望でございますが、既に、台東育英小学校につきましては、令和7年度に実施する予定で進めてございます。これから、金曾木小学校、田原小学校につきましては、大規模改修後、令和9年度に実施をする予定でございます。

また、一つまだ未定でございます、富士小学校につきましては、ただいま交渉中でありまして、近日にご報告をさせていただけると思います。

以上でございます。

○高森委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のオについては、報告どおり了承願います。

〔以降、秘密会〕